2　保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合、デフォルト・リスクについては、第九十八条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3　第五十九条、第九十四条及び第九十五条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

4　購入債権の価額がディスカウントされている場合であって、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める方法により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一　デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該購入債権の譲渡人に対し返還することが約定されているとき　購入債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱う方法

二　購入時点においてデフォルトしていた購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該債権より生じた損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該債権の譲渡人に対し返還することが約定されていないとき　当該債権の第百二十六条に定める期待損失額を超えない部分に限り、ディスカウント部分を適格引当金と認識する方法

5　購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD（LGD）は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\underline{LGD}=\left(\frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}}\right)\times(\text{デフォルト・リスクに係る第二百四十条第一項に定めるLGD})+\left(\frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}}\right)\times(\text{百パーセント})$$

6　第百三十一条の規定は、第一項及び第二項に規定する場合について準用する。この場合において、保証が希薄化リスクに関するものであるときは、同条第三項中「PD_g」とあるのは「$EL_{dilution}$」と、「LGD_g」とあるのは「百パーセント」と、「第百三十五条に定めるマチュリティ（M）（保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）」とあるのは「第百四十九条第五項に定めるマチュリティ」と読み替えるものとする。

第七款　リース取引

（リース取引に関連する定義）

第百五十一条　この章において、リース取引とは、特定の物件（以下この款において「リース物件」という。）の所有者たる貸主（以下この款において「レッサー」という。）が当該リース物件の借主（以下この款において「レッシー」という。）に対し合意された期間（以下この款において「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、レッシーが合意された使用料（以下この款において「リース料」という。）をレッサーに支払う取引をいう。

2　この章において、残価リスクとは、リース期間の終了日におけるリース物件の公正な市場価額が見積残存価額を下回ることにより、レッサーがその差額を損失として被るリスクをいう。

3　この章において、見積残存価額とは、リース期間終了時におけるリース物件の額としてレッサーがリース期間の開始日に見積もった額をいう。

（リース料に係る信用リスク・アセットの額）

第百五十二条　リース料に係る信用リスク・アセットの額は、第二款及び第三款の規定にかかわらず、リース料からレッサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積った額を控除した額をEAD、リース期間をマチュリティ（M）とし、レッシーに対応するPD、LGD及び売上高（第一条第五十一号ただし書に掲げる場合は総資産）（S）を用いて算出する。ただし、マチュリティ（M）については、リース期間に代えて、リース料から利息相当額を控除した額について、第百三十五条第一項の規定に基づいて計算を行うことを妨げない。

（残価リスクが無い場合の取扱い）

第百五十三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リース取引において残価リスクが無い場合は、次に掲げる要件を満たすときに限り、レッシー向けのエクスポージャーにリース物件が担保に付されているものとして扱うことができる。

一　リース物件の所在、用途、経過年数及び陳腐化への対応策についてレッサーが堅固なリスク管理を行っていること。

二　レッサーをリース物件の所有者とし、レッサーが所有者としての権利を適時に行使できるようにするような強固な法的枠組みがあること。

三　リース物件の減価償却による価値の減少率とリース料の元本相当部分のリース料支払による減少率の差違は、当該リース物件による信用リスク削減手法の効果を過大に勘案するほど大きなものでないこと。

四　適格その他資産担保の運用要件を満たしていること。

（見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額）

第百五十四条　リース取引においては、見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、当該見積残存価額に百パーセントを乗じた額とする。

2　第百三十条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、同項中「事業法人等向けエクスポージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

第八款　未決済取引

（未決済取引）

第百五十五条　内部格付手法採用最終指定親会社は、同時決済取引について経過営業日数が五日以上となった場合は、当該取引の再構築コストをEADとして次の第一号に掲げる算式により算出した額を当該取引の信用リスク・アセットの額として計上するものとする。この場合において、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K）は第二号による率とする。

一　信用リスク・アセットの額＝K×12.5×EAD

二　所要自己資本率（K）は、次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

経過営業日数	所要自己資本率（K）（パーセント）
五日以上十五日以内	八
十六日以上三十日以内	五十
三十一日以上四十五日以内	七十五
四十六日以上	百